

付 録 2
調 査 の 概 要

調 査 の 概 要

1-1 フォローアップ調査の背景及び目的

1. フォローアップ調査の背景

- (1) 開発調査を完了した案件のその後の進展状況や調査成果の活用推移については、調査完了後プロジェクトの実現までに相当の期間を要する例が多いこと、調査成果の活用のされ方が多様であること、また、相手国からの情報の入手に限界があること等の理由により、調査後の案件の進展の現状の把握は必ずしも明確にされていない点があった。
- (2) フォローアップ調査（開発調査実施済案件現状調査）は、調査完了後の開発調査案件の現状等を把握するため、昭和60年度に開始され、以下のような経緯で発展的に実施されてきた。

昭和60年度並びに62年度フォローアップ調査

昭和49年度以降当該フォローアップ調査の実施された年度の前年度末までに終了した社会開発分野のフーズビリティ調査（F/S調査）及びマスタープラン調査（M/P調査）について、事業団内部資料等に基づいて整理した。

昭和63年度フォローアップ調査

上記2種類以外の調査案件も含めて、担当コンサルタントに対するアンケート調査を実施し、案件の概要、調査結果の概要、終了後の現状等を要約表形式で整理した。

平成元年度フォローアップ調査

フォローアップ調査の一層の体系化を進めるため、その対象範囲をJICA設立の昭和49年8月1日以降事前調査が開始されフォローアップ調査の実施された年度の前年度末までに本格調査を終了した案件とし、当事業団の関連財務諸表に基づいて、全実施済案件を正確に把握することに努めた。また、前年度に作成した要約表の形式で、担当コンサルタントに対するアンケート調査を実施することとし、更に、同形式の英文要約表も送付して英文での回答を依頼した。この年度より、農林水産分野の実施済開発調査案件についても、同じ方法のフォローアップ調査を開始した。

平成2年度フォローアップ調査

前回調査で未解決のまま残っていた欠落項目や不十分な記述を改善すると共に、前年度と同様、和・英要約表形式の担当コンサルタントに対するアンケート調査を実施することにより、案件の現状に関する情報を更新し、また、昭和62年度より実施さ

れてきた「現地フォローアップ調査」の調査結果も取り入れて情報を整理した。成果品としては、昨年度のアンケートによって回収された英文要約表をもとに、和文の個別調査案件要約表に対応した英文要約表も併せて整理・作成した。

- (3) 本年度のフォローアップ調査は、担当コンサルタントに対するアンケート調査および当事業団並びにその他の国内関係先に所在する情報に基づいた国内調査を引き続き実施する一方、大幅に現地調査を充実させることとした。即ち、当事業団の在外事務所または協力隊調整員が設置されている国については、当該事務所ないし調整員を通じた相手国担当機関に対するアンケート調査（「在外事務所調査」）を実施し、在外事務所または協力隊調整員が設置されていない国については、当事業団の派遣する調査団による現地調査を実施することとした。平成3年度中に回収できた「在外事務所調査」結果は、国内調査及び現地調査の結果と併せて、和・英の個別調査案件要約表に盛り込まれている。

2. フォローアップ調査の目的

- (1) 本フォローアップ調査の目的は、開発調査実施済案件（本格調査を終え、相手国政府に最終報告書の提出を完了した案件）のその後の進展の状況を体系的に調査・整理し、今後の開発調査事業の実施上の参考と改善に資することである。
- (2) 今回フォローアップ調査においては、上記の目的に沿って、昭和49年8月1日以降に事前調査を開始し、平成2年度までに終了した開発調査案件を国別・地域別、及び調査終了年度別、また、調査種別（6分類）及び対象分野別（11中分類・40小分類）に整理し、更に、調査終了後の案件の現状及び調査成果の活用状況について定義を明確にし、対象案件を整理した。

1-2 フォローアップ調査の方法

1. フォローアップ調査の基本方針及びフローチャート

- (1) 今回のフォローアップ調査は、前回（平成2年度）調査と同様、事業団内部資料、担当コンサルタントに対するアンケート調査を実施すると共に、調査終了後の現状等に関する情報を一層充実させるため、在外事務所調査及び現地調査を併せて実施した。
- (2) フォローアップ調査の主要項目及びその流れは、図1-1に示すとおりである。

2. 調査対象案件の選定

- (1) 今回のフォローアップ調査が対象とした案件は、JICAの開発調査事業¹⁾のうち、海外協力事業費、(項)開発調査費により実施された調査の社会開発調査部及び農林水産開発調査部の所掌に属する案件である。このうち無償資金協力を対象とする基本設計調査及び特別案件調査²⁾については、フォローアップ調査の対象から除外した。事前調査のみで終了し本格調査に至らなかった案件については、別に一覧表を作成した。また、対象年度はJICA設立の昭和49年8月1日以降平成2年度末(平成3年3月31日)までとし、この間に事前調査を開始し、本格調査を完了した案件を調査対象とした。以上の基準により本年度選定された開発調査案件は全体で658件(社会開発467件、農林水産191件)である。

3. 対象案件の終了年度による分類

- (1) 調査対象案件658件の終了年度については、各事業年度の「財務諸表」、「同附属明細書」、「年報」、及び担当コンサルタントに対するアンケート調査の結果等を参照し、最終報告書が当事業団に提出された年度をもって終了年度とした。
- (2) 終了年度による分類は次のとおりである。

終了年度	社会 開発	農林 水産	合計 件数	終了年度	社会 開発	農林 水産	合計 件数
1974	1	0	1	1983	32	13	45
1975	5	0	5	1984	39	15	54
1976	9	4	13	1985	39	12	51
1977	20	7	27	1986	28	12	40
1978	25	7	32	1987	43	10	53
1979	24	12	36	1988	30	19	49
1980	30	7	37	1989	45	23	68
1981	27	9	36	1990	36	23	59
1982	34	18	52	総計	467	191	658

注) 本件フォローアップ調査の対象は、昭和49年(1974年)8月1日以降事前調査を開始した案件としているので、1974年~1976年については終了案件数が少なくっている。

注: 1) 開発調査事業とは「開発途上国の社会・経済発展に重要な役割をもつ公共的な開発計画に関し、専門家からなる調査団を編成し、現地調査及び国内作業を行なって、その開発計画の水深に寄与するコンサルティング協力を実施する事業」を総称している。

2) 但し、特別案件調査(無償資金協力基本設計調査)は昭和60年度より、開発調査から無償資金協力事業に組替えとなっている。

4. 対象案件の国別・地域別による分類

(1) 調査対象案件658件の国別・地域別の分類については、「JICA統計実務便覧」(1990年10月)における国別表記及び地域分類を適用するとともに、複数の国・地域にまたがるものについては複数国として分類した。

(2) 地域別による分類は次のとおりである。

地 域 名	社会開発	農林水産	合 計
ア ジ ア	296	104	400
中 近 東	47	21	68
アフリカ	44	22	66
中 南 米	69	39	108
オセアニア	4	5	9
ヨーロッパ	1	0	1
複 数 国	6	0	6
総 計	467	191	658

(3) 国別による分類は次ページのとおりである。

国 名	社会 開発	農林 水産	合計 件数	国 名	社会 開発	農林 水産	合計 件数
Bangladesh	9	4	13	マリ	1	3	4
ブルネイ	1			モーリシャス	4	0	4
ブータン	0	1	1	ニジェール	1	3	4
中国	21	6	27	ナイジェリア	2	1	3
インド	5	0	5	ルワンダ	1	0	1
インドネシア	92	20	112	セネガル	2	2	4
大韓民国	3	1	4	シェラ・レオーネ	1	1	2
ラオス	2	1	3	スワジランド	1	0	1
マレーシア	33	5	38	タンザニア	6	4	10
ミャンマー (注)	5	4	9	ザイール	4	0	4
ネパール	6	1	7	ザンビア	3	0	3
パキスタン	10	7	17	ジンバブエ	3	2	5
フィリピン	41	26	67	アルゼンティン	4	1	5
シンガポール	4	0	4	ボリヴィア	9	2	11
スリ・ランカ	9	7	16	ブラジル	8	0	8
タイ	54	21	75	チリ	2	2	4
エジプト	18	7	25	コロンビア	4	5	9
イラン	0	1	1	コスタ・リカ	3	2	5
イラク	2	1	3	ドミニカ共和国	2	3	5
ジョルダン	5	2	7	エクアドル	1	2	3
モロッコ	4	1	5	グアテマラ	4	1	5
オマーン	2	4	6	ホンデュラス	2	6	8
カタール	1	0	1	ジャマイカ	0	2	2
サウディ・アラビア	2	0	2	メキシコ	10	0	10
スーダン	2	1	3	パナマ	4	2	6
チュニジア	2	0	2	パラグアイ	8	6	12
トルコ	2	1	3	ペルー	5	3	8
アラブ首長国連邦	2	1	3	ウルグアイ	1	2	3
イエメン	5	1	6	ウルグアイ	1	2	3
カメルーン	0	1	1	ヴェネズエラ	2	0	2
エチオピア	1	0	1	フィジー	0	3	3
ガボン	0	1	1	キリバス	0	1	1
ガーナ	0	1	1	バブア・ニューギニア	2	1	3
ギニア	2	1	3	ソロモン諸島	1	0	1
ケニア	9	2	11	西サモア	1	0	1
リベリア	1	0	1	ギリシャ	1	0	1
マダガスカル	2	0	2	複数国	6	0	6
				総 計	467	191	658

(注) 本件フォローアップ調査の国名は、「JICA統計実務便覧(1990年10月)の国名表示を使用している。

5. 対象案件の調査種類による分類

- (1) 対象案件の調査種類による区分は6分類とし、各々の調査種類に属する調査内容につき定義した。
- (2) 調査種類による分類は次ページのとおりである。

調査の種類	内 容	社会 開発	農林 水産	合計
1. M/P	マスタープラン調査	97	32	129
2. M/P+F/S	M/PとF/Sを同一案件として行なった調査	78	14	92
3. F/S	フィージビリティ調査	228	122	350
4. D/D	実施設計調査	12	2	14
5. 基礎調査	長期調査、地形図作成、海図作成、地下水開発調査等基礎資料を整備するための調査	24	17	41
6. その他	ガイドライン、マニュアル作成等を中心とする制度・ソフト面に関する調査及びアフターケア調査等	28	4	32
合 計		467	191	658

- (3) 各々の調査の内容の定義は次のとおりとした。

① M/P (マスタープラン調査)

マスタープラン調査は各種の開発計画の基本計画を策定するための調査で、一般的には、目標年次を設定し全国または地域レベル、あるいはセクター別の長期計画作成の形態をとる例が多い。マスタープランの策定は、多種のプロジェクトを整合性をもって効率的に実施するべく計画するもので、開発事業の最初の段階として必要である。マスタープラン調査の中で選定されたプロジェクトは、短期実施プロジェクトとして調査完了後直ちに実施されるもの、または、マスタープランの実実施計画に従ってフィージビリティ調査を経て実現されるプロジェクトなどに分類される。

② M/P+F/S (マスタープラン調査+フィージビリティ調査)

マスタープラン調査とフィージビリティ調査を同一案件として行なった調査である

③ F/S (フィージビリティ調査)

フィージビリティ調査は、開発プロジェクトの意義、可能性、妥当性、投資効果などについて調査するもので、一般的には、プロジェクトが社会的、技術的、経済・財務的に、また、組織・制度面及び運営・管理面も含め、更には環境面にも配慮して実

効可能であるか否かを体系的且つ客観的に証明するものである。最終成果品である報告書は、当該国がプロジェクトの実現を計るか否かについての政府関係者の政策決定判断の資料となるほか、当該国が資金手当てを必要とする場合に、資金協力を要請された二国間援助機関または国際援助機関等が、プロジェクトの資金供与対象案件等として適切であるか否かを判断する際の審査資料となるものである。

④ D/D (実施設計調査)

実施設計調査は、既に実施を決定されたプロジェクトの工事着工に必要な設計図、工事仕様書、及び入札関係書類等の作成を目的とする。この段会の調査は、プロジェクトの詳細設計等細部にわたる調査を必要とし、マスタープラン調査やフィージビリティ調査に比し、設計図面、工費積算及び工程計画等につき工事施工に必要な精度が要求されるとともに調査も長期間を要するものである。この調査の完了後、所要の入札手続きを経て施工業者が決定され、建設工事が開始される。従って開発プロジェクトの計画的実施のためにこの調査は不可決の調査であり、資金協力との連携強化を図るために極めて重要な意義を有するものである。

⑤ 基礎調査 (長期調査、地形図作成、海図作成、地下水開発調査、他)

(長期調査)

大河川の広範囲にわたる流域の治水・利水計画の策定、水資源総合開発調査における資源賦存量の基礎調査及びその利用基本計画の策定、また環境、大気汚染、水質汚濁防止対策調査等についての現況基礎調査及びその対策の検討等においては、現況に関する長期・継続的な基礎データの確保が不可欠である。しかしながら、これら基礎データが、途上国において長期間継続的に観測・記録されていることは希有であり、調査団が現地にも長期滞在し、観測機器を設置し、基礎データの計測を行い必要十分な記録を蓄積する必要がある。

長期調査は、これら調査対象地域等が広範囲にわたる案件について、調査団が現地にも長期滞在し、観測調査等により継続的な関連基礎データの収集、整理、解析等を行ったうえで開発計画を策定する調査である。

(地形図作成調査)

開発途上国の開発事業の計画及び実施については、その対象地域の国土基本図や都市基本図が存在することが不可欠の条件となる。しかしながら、途上国においては国土開発の基礎情報としての基本図は未だ整備されていない地域が多く、また、存在したとしても旧植民地時代に作成された古いものであったり、作成方法や基準等が不統

一であるため、実際の使用に耐える地形図は甚だしく不足しており、これが開発事業の計画立案やその実施の大きな障害となっている。また増大する都市問題の解決に際しても同様の状況にある。地形図作成調査は、これら途上国の基本図作成の要請に応え、開発基礎情報としての地形図を作成、整備していくものである。

(地下水開発調査)

地下水開発調査は、開発途上国の一般国民の生活に必要な飲料水の確保を主目的とした地下水資源開発のための調査を実施するものである。

現在、度々かんばつに襲われている乾燥地帯の住民に対し、生活に最低限必要な飲料水を確保することは急務であるとともに、乾燥地帯以外においても水資源を有しながら衛生的な飲料水の安定供給が得られないため住民の生活不安が絶えない地域が多く、また、適正使用量を超える汲上げのために地下水枯渇の危機に直面している地域が少なくない。かかる地域の住民の生活安定を図るための地下水開発は極めて重要な意義を有している。

⑥ その他(ガイドライン、マニュアル作成等を中心とする制度・ソフト面に関する調査及びアフターケア調査等)

(ガイドライン、マニュアル作成等を中心とする制度・ソフト面に関する調査)

開発途上国における社会・経済インフラストラクチャの開発の動向は、物的施設開発(ハード)型から、制度・人材開発を中心とするソフト面の整備へ拡大する傾向があるとともに、新規投資型から既存インフラ活用型へ拡大する傾向もある。このような変化の中で、これら分野を対象として、交通安全対策、道路改良計画、舗装補修計画を策定する際に必要となる技術ガイドラインを作成する調査や、国際貿易港の効果的な開発政策、行政及び管理の制度・組織を検討し、具体的な提言を行なう調査等を行なっている。

(アフターケア調査等)

開発調査が終了した後に、開発途上国からプロジェクトを実現するために必要な補完的調査を要請される案件や急激な社会経済条件の変化、自然条件の変化、あるいは調査を実施してからの時間の経過によって、プロジェクトの工費再積算を含む見直し調査を要請される案件、または、分野別中期計画(例えば総合交通五カ年計画)の策定を要請される案件が増加してきている。

これら要請に対しては、その内容により、補完的調査として短期間に小規模な調査を行うことにより対処しているものと、アフターケア調査を計画して比較的大規模な

見直しや基本計画の再策定作業により対応するものがある。いずれの場合においても、諸条件の変化や時間の経過等の理由により事業実施が遅延している案件の具現化に資するものであり、調査成果の活用の観点から極めて重要なものである。また、分野別中期計画等の再策定要請については、先方政府がわが国の策定した開発基本計画を高く評価していることのひとつの証左でもあり、前回調査の成果等を活用できるのみならず、継続的に整合性ある中期計画を策定する観点からも、大きな効果が期待できる。今回フォローアップ調査では、比較的大規模な再調査や基本計画の再策定のための調査は、「その他」調査に分類せず、その実質的な内容に即して、M/P調査ないしF/S調査に分類する方向で対応している。

6. 対象分野による分類

- (1) 実施済案件658件の対象分野（セクター）別分類は、「JICA統計実務便覧」（1990年10月）の中分類・小分類区分を採用した。
- (2) 分野区分による分類は次ページの通りである。

大分類	中分類	件数	小分類	件数
1. 計画・行政	(1) 開発計画	23	1) 開発計画一般	0
			2) 総合・地域開発計画	23
2. 公共・公益事業	(2) 行政	4	1) 環境問題	4
	(1) 公益事業	39	1) 公益事業一般	0
			2) 上水道	20
			3) 下水道	12
			4) 都市衛生	7
	(2) 運輸・交通	236	1) 運輸・交通一般	11
			2) 道路	64
			3) 陸運	2
			4) 鉄道	41
			5) 海運・船舶	22
			6) 港湾	54
			7) 航空・空港	22
			8) 都市交通	19
			9) 気象・地震	1
	(3) 社会基盤	104	1) 社会基盤一般	0
			2) 河川・砂防	37
			3) 水資源開発	37
			4) 都市計画・土地造成	7
			5) 建築・住宅	10
			6) 測量・地図	13
	(4) 通信・放送	53	1) 通信・放送一般	5
			2) 郵便	0
			3) 電気通信	39
			4) 放送	9
3. 農林水産	(1) 農業	156	1) 農業一般	145
			2) 養蚕	0
			3) 農業土木	7
			4) 農業機械	0
			5) 農産加工	4
	(2) 畜産	2	1) 畜産	1
			2) 家畜衛生	0
			3) 畜産加工	1
	(3) 林業	16	1) 林業・森林保全	16
			2) 林産加工	0
	(4) 水産	17	1) 水産	17
			2) 水産加工	0
4. 商業・観光	(1) 観光	8	1) 観光一般	8
			2) 観光施設	0
計		658		658

7. 案件の進展状況及び成果の活用の判断基準

- (1) 調査実施後の案件の進展状況や調査成果の活用の状況等についてよりの確に把握できるように、調査種類により対象案件を2グループに分け、且つ各々の判断の基準を明確にした。

(2) 「M/P調査」、「基礎調査」及び「その他」の調査を第1グループとし、これら調査については、「調査結果の活用の現状」を把握することとし、プロジェクトの現況については、「進行・活用」しているか、「遅延」しているかあるいは「中止・消滅」したかの3分類を採用した。

(3) 以上の分類の判断基準は、次のとおりである。

区 分	判 断 基 準
a. 進行・活用	当該調査の提言、計画、成果等が以下の状況のいずれかにある段階。 (イ) 当該調査の次段階の調査が実施されている。又は、関連調査の実施の際に、当該調査の成果が活用されている。 (ロ) 当該調査の提言等に基づいて、開発調査以外の技術協力が実施されている。 (ハ) 相手国側の政策、開発計画等に具体的に採り入れられている。又は、政策、計画等の策定、形成に際して活用されている。 (ニ) その他、提言内容等の具体化に向けて、相手国政府により何らかの措置が講じられている。
b. 遅延	当該調査の提言、計画、成果等が以下の状況のいずれかにある段階。 (イ) 調査終了後、相手国が具体的な行動をとっていない。又は、具体的な活用がなされていない。 (ロ) 具体化の方向で検討された後、何らかの事由により棚上げされている。
c. 中止・消滅	当該調査の提言、計画、成果等について、相手国政府により公式な中止が決定されている。又は、他の調査による代替案が採用ないし活用されている。

(3) 「F/S」及び「D/D」調査を第2グループとし、これら調査については、「案件の現状」を把握することとし、プロジェクトの現況については、a. 「実施済・進行中」、b. 「具体化準備中」、c. 「遅延・中断」及び d. 「中止・消滅」に分類した。更に、a. 「実施済・進行中」の案件については、a1. 「実施済」、a2. 「実施中」及び a3. 「具体化進行中」の3区分に細分類した。

(4) 以上の分類の判断基準は、次ページのとおりである。

区 分	判 断 基 準
a. 実施済・進行中 a1. 実施済 a2. 実施中 a3. 具体化進行中	当該開発プロジェクトが完成し、既に供用を開始している。 当該開発プロジェクトが実施中の段階。 当該開発プロジェクトが以下の状況のいずれかにある段階 (イ) 本体事業について、入札が実施されている。 (ロ) 本体事業について、資金の調達が確定している。(注) (ハ) フィージビリティ調査の次段階として行なわれる実施設計等の作業が我が国を含む外国または国際機関の公的資金協力により実施されている。 (ニ) その他、特段の理由により、具体化の可能性が極めて高いと判断される。
b. 具体化準備中	当該開発プロジェクトが、以下の状況のいずれかにある段階 (イ) 本体事業に対する資金協力要請が我が国を含む外国政府、国際機関になされている。 (ロ) 内国資金により、詳細設計あるいは、JICA報告書について、追加調査が実施されている。 (ハ) その他、具体化に向け相手国政府が積極的に動いている。
c. 遅延・中断	当該開発プロジェクトが、以下の状況のいずれかにある段階。 (イ) 報告書提出後受益国政府が具体的行動をとっていない。 (ロ) 具体化の方向で検討された後、何らかの事由によって棚上げされている。
d. 中止・消滅	当該開発プロジェクトについて、受益国政府により公式に中止の決定がなされている。または、JICA報告書の内容とは著しく異なる形で実現・具体化されている。

(注) 確定とは、当該資金について貸付契約が締結されている場合、あるいは、特に我が国の円借款で意図表明（プレッジ）、または、交換公文締結がなされている場合をいう。

(5) 「M/P+F/S」の調査については、その「M/P」部分については、第1グループ（「M/P調査」、「基礎調査」及び「その他」のグループ）の判断基準を適用し、「次段階の開発調査（F/S）が実施されている」との判断より全て「進行・活用」とした。「F/S」部分については第2グループ（「F/S」及び「D/D」のグループ）の判断基準を適用することとした。但し、案件についての総合判定は、「F/S」部分での判断を用いることとした。

8. 関連情報の収集

- (1) 関連情報の収集については、まず事業団本部及び国際協力総合研修所の各種資料、報告書を利用した。特に、財務諸表データに基づき、案件経費（事前調査、コンサルタント契約分、及び直営分の累計額）を確定するとともに、前年度までの調査で脱落していた案件を捕捉した。
- (2) 国内アンケート調査は、昭和63年度には各調査を担当したコンサルタントに対して別途作成したアンケート用紙を送付して実施したが、平成元年度以降は、前回調査の結果に基づき作成した要約表¹⁾を送付し、加除、訂正を依頼した。直営の案件、回収アンケートの不明な部分等については、上記(1)及び当事業団関係者からのヒヤリング、国内関係先の資料等を参照してできるかぎり補完した。
- (3) 当事業団においては、昭和62年度より海外現地フォローアップ調査を実施している。これらの調査結果を必要に応じて本フォローアップ調査に反映させてきた。海外現地フォローアップ調査は、国内アンケート調査では得られない的確な情報を得るために有効であるが、対象国の数が限定されるという制約がある。このため、案件の現況に関する情報を全般的により充実させるため、今年度は、事業団現地事務所ないし協力隊調整員の設置されている国については在外事務所調査、そうでない国については、現地調査を併せて実施した。在外事務所調査は、兼轄国も含めて48カ国で実施されたが、本年度中にアンケート回答が回収されたのは、部分的回答も含めて、31カ国、案件数では182件である。現地調査は、12カ国（イエメン、オマーン、カタル、アラブ首長国連邦、スワジランド、マダガスカル、モーリシャス、マリ、ギニア、シェラ・レオーネ、カメルーン、大韓民国）、合計39件について実施された。

9. 調査結果のとりまとめ

- (1) 本フォローアップ調査の結果は次の報告書にとりまとめた。
 - ① 「フォローアップ調査（開発調査実施済案件現状調査）報告書」（一般公開）
 - ② 「フォローアップ調査（開発調査実施済案件現状調査）総括報告書」（部内資料）
 - ③ 「フォローアップ調査（開発調査実施済案件現状調査）個別案件要約表」（和文版及び英文版）
- (2) 「総括報告書（部内資料）」においては、その第2章「実施済関係開発調査の全体像」及び第3章「調査実施後の実現状況」の中で、658件の対象案件の分析ととりまとめを行なった。平成2年度に引き続き、調査完了後に円借款等の資金が調達され

た案件についての分析を行った。

- (3) 「個別案件要約表」の様式については、前年度調査を踏襲し、「M/P調査」、「基礎調査」及び「その他」の調査に係る要約表と「F/S」、「D/D」調査に係る要約表の2様式を使用した。「M/P+F/S」調査については、M/P部分及びF/S部分の各々につき「M/P調査」様式と「F/S」様式を使用し、合計2葉の要約表を作成した。個別案件要約表の記載内容については、上記の「8. 関連情報の収集」で言及した収集データをすべて盛り込んでいる。

10. 在外事務所調査情報の整理

- (1) 在外事務所調査の成果については、上記8.において述べたが、本年度中に回収できなかった国々の案件については、次年度において整理し、要約表に反映させる予定である。

注：1) 2様式の要約表（和文版・英文版）については、そのサンプルを巻末に添付した。

JICA